注意事項

**危険物製造所等使用休止・使用再開届出書**

１　製造所等の使用を３か月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときに必要になります。

２　休止の期間は１年とします。休止を更新する場合は、休止する日から１年を超えない日までに再度、使用休止届出を提出してください。

３　休止に伴い、以下の保安上の措置を講じていただく必要があります。なお、届け出時に写真等の提出により確認させていただきます。

　⑴　危険物の完全除去（洗浄等含む）

　⑵　休止中の旨の標識の掲示

　⑶　誤って危険物が流入することを防止する措置

　⑷　関係者以外の者の立ち入りを防止する措置

４　使用休止届出は、休止期間中の法的義務を免責するものではありません。引き続き各種定期点検等は実施して下さい。また、休止期間中の所有者等を明確にしておく必要がありますので、所有者等に変更が生じた場合は、「名称等変更届出書」、「譲渡引渡届出書」により届け出るようにしてください。

５　危険物の完全除去に伴い、タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る等の場合は、「危険物仮取扱い承認申請」が必要になります。

６　休止中の製造所等で地下貯蔵タンク（鋼製一重殻タンク）及び二重殻タンクを有する製造所等は、「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請」により、タンクの漏れ点検のみの期間を延長することができます。「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請」の注意事項は以下のとおりです。

⑴　休止中の製造所等のみになります。

⑵　申請時期は、タンク漏れ点検を行わなければならない期間内である必要があります。

⑶　直近のタンク漏れ点検の結果に異常がないこと、並びにタンク漏れ点検記録の写しの提出が必要になります。

⑷　保安上支障がないと認められる必要があります。

⑸　延長できる期間は、当該タンクの漏れ点検の点検周期となります。

⑹　延長期間内であれば、再延長することができます。

⑺　延長期間を過ぎた場合は、製造所等の「再開」する意思がなくても、漏れの点検を行う必要があります。

⑻　使用を再開する場合は、点検期間延長中であっても漏れ点検を行っていただく　必要があります。

７　休止中の製造所等で埋設配管を有する製造所等は「休止中の埋設配管の漏れの点検期間延長申請」により、埋設配管の漏れ点検のみの期間を延長することができます。なお、「休止中の埋設配管の漏れの点検期間延長申請」の注意事項は６の注意事項の「タンク」を「埋設配管」に読み替えて適用することとします。

８　「再開」の場合は、定期点検の結果が技術上の基準に適合している必要があります。なお、定期点検の結果により適合していない場合は、「変更許可申請」等により適合することが必要になります。

９　製造所等の部分的な休止及び再開は認められません。

１０　状況により、消防本部にて現地確認をさせていただく場合があります。

【提出時期】

休止又は再開する日の５日前までに届け出を行うこと。

【提出部数】

２部提出（１部返納分）

【添付書類等】

　　※休止の場合

　　・保安上の措置を講じたことが確認できる写真等

　　※休止を更新する場合

　　・保安上の措置を講じたことが確認できるもの（更新時のもの）

・休止中に各種定期点検を実施したことが確認できるもの（点検該当の製造所等のみ）

※再開の場合

・定期点検記録の写し（点検該当の製造所等のみ）

・漏れ点検記録の写し（点検該当の製造所等のみ）

※代理者による届け出の場合

　　・委任状

【類似する手続き】

　　・「廃止届出書」